

「高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金」5、6月減収の事業所（医療機関も含む）も対象に

「営業時間短縮要請対応臨時給付金」は、営業時間を短縮した飲食店等だけでなく、その他の事業所も「営業時間の短縮要請や県の対応ステージの『特別警戒』への引き上げに伴う外出・移動の自粛により直接的・間接的影響を受けたとして、対象となるものです。昨年12月から今年1月にかけての県の営業時間短縮要請の時期にも、同様の給付金が支給されました。

対象は、今年5月又は6月の事業収入が対前年比又は前々年比で30%以上減少した事業者です。給付額は、前年又は前々年比での1日あたりの収入×0.3×10の金額（25万円から75万円上限）で、なおかつ実際の減少額の範囲内です。詳細及び申請は、高知県のホームページをご覧ください（当協会ホームページにリンクをはっています）。

「雇用維持臨時支援給付金」も5、6月を対象に

昨年12月から本年3月を対象期間としていた「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金」も対象月に本年5、6月も加えられました。昨年1月～12月の事業収入が対前年比で15%以上減少しており、なおかつ本年5、6月の2か月あるいはいずれかの月の事業収入が、対前年又は前々年比で30%以上減少している事業所が対象となります。従業員の社会保険料事業主負担の一部が給付されます。ただし、上記の「営業時間短縮要請対応臨時給付金」も申請する場合は、その給付額を当該社会保険料事業主負担の額から差し引いたものが給付の対象となります（差し引きでマイナスになる場合は対象外）ので、「営業時間短縮要請対応臨時給付金」の給付が確定しないと手続きが進みません。こちらも詳細及び申請は高知県のホームページをご覧ください（当協会ホームページにリンクをはっています）。

コロナワクチン副反応疑い報告

6月23日に開催された「第62回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第11回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）」に、この間の新型コロナワクチンの副反応や死亡事例の報告がされています。厚生労働省のホームページでご覧になれますので、ご確認下さい。当協会ホームページにもリンクをはっています。

コロナワクチン職域接種の届出について

「職域接種」は、政府のワクチンの確保・配送計画の混乱から、現在新規の申請が止められていますが、高知県が「職域接種」の医療法上の届出についての情報を、県のホームページ上で示しています。

○接種会場を「新たな診療所の開設」とする場合

事後の手続きでも可能で、提出事項も簡素化（診療所の名称・開設場所・開設の予定年月・管理者の住所及び氏名のみ）されています。

○医療機関が接種会場に出張して行う場合

巡回健診等の実施計画の提出が必要だが、事後の提出でも可能。

○被接種者が医療機関に出向いて実施する場合で、診療時間や診療日の変更の届や構造設備を変更する場合の許可等の申請は、省略や事後の申請が可能。

※いずれも所管の保健所に相談して下さい。

オリンピック・パラリンピックの実施に関連した情報

高知県でもオリンピック出場選手の事前合宿が本格的に始まろうとしています。事前合宿で「新型コロナ」感染が発生した場合の対応や、短期滞在入国者等の「新型コロナ」の治療費請求のこと等の情報が、厚生労働省の「新型コロナ」に関する「自治体・医療機関向けの情報一覧」のページに載っています。